

社会福祉法人顕浄会
役員、評議員及び評議員選任等委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人顕浄会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任等委員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における各用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い必要となる交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員、評議員及び評議員選任等委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事又は評議員選任等委員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の限度額)

第4条 法人の役員、評議員及び評議員選任等委員に対する報酬の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 全役員に対する単年度当たりの報酬の限度額は、1,500,000円とする。
- (2) 全評議員及び全評議員選任等委員に対する単年度当たりの報酬の限度額は、300,000円とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員、評議員及び評議員選任等委員がその職務の執行に当たって必要となる費用が発生する場合は、これを支払うものとする。

- 2 前項の費用のうち旅費については、社会福祉法人顕浄会旅費規程に準じて支払うものとする。

(理事会、評議員会及び評議員選任等委員会の出席報酬基準)

第6条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、並びに評議員選任等委員が評議員選任等委員会に出席したときは、別表1に基づき報酬及び費用弁償を支払うものとする。ただし、理事会又は評議員会と同日に第7条に

規定する職務を執行する場合は、これを支払わないものとする。

(理事会及び評議員会以外の職務執行報酬基準)

第7条 役員又は評議員が理事会又は評議員会以外において職務を執行した場合は、別表2に基づき報酬及び費用弁償を支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第8条 役員、評議員及び評議員選任等委員に対する報酬は、現金又は申出のあった金融機関口座に振り込むことにより支給するものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(苦情対応第三者委員への準用)

第9条 苦情対応のための第三者委員の報酬については、第6条及び第7条に掲げる理事の報酬額に準ずるものとする。

(役員の職務証跡)

第10条 役員は、法人職務執行にかかる証跡資料の作成に協力するものとする。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支払の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃を行うときは、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

役職名	職務内容	報酬額
理事長	理事会又は評議員会への出席	1回 8,000円
理事	理事会又は評議員会への出席	1回 5,000円
監事	理事会又は評議員会への出席	1回 5,000円
評議員	評議員会への出席	1回 5,000円
評議員選任等委員	評議員選任等委員会への出席	1回 5,000円

別表 2

役職名	職務内容	報酬額
理事長	別表 1 の職務内容以外の職務執行	日額 20,000円
理事	別表 1 の職務内容以外の職務執行	日額 8,000円
監事	別表 1 の職務内容以外の職務執行	日額 8,000円
評議員	別表 1 の職務内容以外の職務執行	日額 8,000円